

伴う恩給並に共済組合の納付金の増額分である。以上合せて一四、一六三、四六〇円が追加され、前年度までと合せて一四、四〇五、〇五〇円となった。

歳出にありては議会費の一五、四〇〇円は給与改訂による増額、役場費にありては九四、七〇〇円は主として給与改訂による増額である。次に消防費にありては、今年も十二月より常備消防の勤務にお預けすることになったので当初予算に計上されていなかったもので計上したものである。土木費では矢対事業の現場監督に今夏より傭人一人を雇ったのでこの賃金である。教育費では教員の給与改訂分、諸員金及び需用費の一部増額である。オニ小學校増築費関係では二三〇万円が計上され、当初予算と合せて三三三万円となるが、大教室をつくるにはどうして五〇万円位はかゝるので不足する分については十二月に基地関係の交付金が決定されるのでその折にはつきりした予算を組みたいと考えている。社会労働施設費では主に給与改訂の関係である。保健衛生費では汚物処理場の悪箇所を改修するにめの全費三三〇万円をみている。産業全修費については農業委員会主事の給与関係である。財産管理費については町営住宅が本年度十五戸完成するので火災保険料等の全費とオニ小學校の体操用具の物置改修工事費五万円を計上した。統計調査費では調査員

の報償金五、〇〇〇円と郷土誌編集の印刷費三、〇〇〇円をみている。選挙費は都の補助金一〇万円について町が一〇万円を支出し選挙の常時啓発を行おうとするものである。諸支出金では税務職員一名の給与改訂、それに海外費の食糧費の不足分増額である。繰入金については歳入の説明のように水道関係等附金七三〇万円を歳入に入れてあるので繰入金で水道関係に繰入れるものである。それと場合別に二二〇万円を繰出し合せて九五〇万円となる。雑支出は町営住宅の保証金の還付するものと計上した。以上を合計して歳出は一四、一六三、四六〇円であって前年度までの予算額と合せて一四、四〇五、〇五〇円となる。

宜敷しく決議を載きたい。

一議 長（田村利一）オニ町追加更正予算について、総務委員会の審議を過ぎ、委員長

より説明願いたい。

一総務委員長（村尾種吉）本件については十月二十五日、総務委員会を叩き、慎重審議した結果、原案を承認した。

一オニ工番（田村祐一）オニ小學校の新築改築費三三〇万円については更に基地交付金の交付を得て建設するということで諒解するが、分校の校舍増築の関係で先に

P.T.Aより陳情が出てあり、更にその折の会合の席で教育優先と云うことより何とかするとうことと理事者側より回答されていると思うが、オミ小の校の改造と分校の関係につき説明願いたい。

一町 長(秋山誠一) 分校の関係は昭和三十三年度において増築と考えたかと思う。

現在の分校は三〇坪余りであるが更に正規なものとするためにはあと二五〇坪ぐらいの建物を造らなくてはならない。これ等については昭和三十三年度で考えたか。

一オミ小(田村祐一) 唯今の説明では来年度で実施するとうが、それまでは二部授業としてもかまぬと云うことであるのか。

一町 長(秋山誠一) 未だ学校側と相談してないが、そのような場合は特別教室も使用することにより二部授業は避けたい。

一オミ小(田村祐一) P.T.Aの方では当時の会合で町側の意向を打診し、我々もそれについて発言をしたが、P.T.Aでは非常な熱意を示している。

議長もその席で誓約を取られたと思う。P.T.Aでは言質を取ったと考えるとあり、私もそのように思っているが、議長の考方はどうか。

一町 長(田村祐一) 分校問題については苦慮している。先程の休憩時間中にも話合つて

いたのであるが、果して二部授業をさせないよう町長の考え通りでなくてはならぬ。よ、と思うが何とかして早急に解決するよう考へてゐる。

一オミ小(田村祐一) 来年度の学級編成の関係についてうまくしてゆけるかどうか、又学校運営上どうか別の方法があるかどうか、再問的な立場から教育長の見解を伺いたい。

一教育長(橋本兵五郎) この問題は校長も今どうしてよいか悩んでいる。教育委員会としては今後十五年間の教育人口の調査が出来たので将来の計画をどうするか、次の本員会で検討することになっているので暫らく保留して置きたい。

一オミ小(渡井明) 基地交付金か十二月に決りそれによってオミ小の増築費の不足分を計として実施するとうことは、さかち考へていたことか。

一町 長(秋山誠一) 特別な交付金については、オ針として駐留軍が使っている建物のサが対象となるが、五億円の配分はどうするかについて、聞くところによると都全体に配分される額も少いと聞いている。十二月にはそれが本拠りとなるので、今の予算りに合せ、オミ小の校も増築してゆきたいと考へている。

一オミ小(渡井明) 現在町道は非常にわるい箇所が多い。関係方面に働きかけ

でこれの補償を考慮されたい。

一町 長(秋山誠一) 御発言の趣旨に添うよう努力する。

一議 長(田村利一) 本件につき異議ないか

異議なしの声多数あり。

一議 長(田村利一) 議案オ八号については異議ないものと認め原案通り決定する。

日程オ三 昭和三十一年度福生町上水道特別会計歳入歳出追加更正予算

(議案オ八一号)

一議 長(田村利一) 本件を上程する。

一書 記(上野皇陽) 朗 読

一町 長(秋山誠一) 議案オ八一号は上水道会計の追加予算である。

歳入は大きくなり、使用料、手数料は一七九、四〇〇円の増収が見込まれている。繰入金は一徴会計よりはいつてくるもので先程説明の通りであり従って寄附金の部分は削除される。委託工事収入は五四、七九〇円、そのうち給水工事収入が五四、二〇〇円、滞納繰越金が一五九、〇〇円となっている。繰越金については当初二〇〇円は見込んで

あったが決算の結果四九、万円の増収がでる。町債は当初予算に一〇〇万円と計上しておいたがその後起債の認可決定額が一五〇万円に決定したので差額分の五〇万円も追加計上した次第である。これ等も合せて追加更正予算額は、一三七、八二七、四〇〇円となり当初予算と合せて総額は、三三三、二二七、四〇〇円となる。

歳入の関係では後場費人において取具費の関係予算も拡張工事費に組替えたための減と維持管理費の増額である。拡張工事費は三、六七、〇〇〇円の増額でこれは許可された起債対象工事の範囲内の額である。諸支出金の四二、〇〇〇円は指定工事者の保証金の還付金であり以上を合計して一三七、八二七、四〇〇円となり当初予算に充てて総額三三三、二二七、四〇〇円となっている。

一議 長(田村利一) 本件について厚生委員会を審議されたので委員長が報告を求め

一厚生委員長(森田比一) 去る十月二十日厚生委員会を開催し慎重審議の結果町長より説明の通り原案を承認した次第である。

一オ十三番(並木 秀) 一五〇万円の起債を認可されこれをもって水道の拡張計画が一応終ることになるがこの予算などの位で済むのか水道課長より具体的に説明も願う。

たい。

「水道課長（眞田 眞）水道配水管布設計画図により説明する。

一議 長（田村利一）本件について異議の有無を伺う。

異議なしの声多数あり。

一議 長（田村利一）議案オ八（一）については異議ないものと認め、原案通り決定する。

日程オ四 昭和三十一年度福生町営と畜場特別会計歳入歳出追加更正予算。

（議案オ八（一））

一議 長（田村利一）本件を上程する。

一オ上 番（山下幸三）朗読を省略されたい。

一議 長（田村利一）朗読省略について如何するか。

異議なしの声多数。

一議 長（田村利一）異議ないものと認め朗読を省略する。

一議 長（田村利一）と畜場の関係について色々検討してきたが追加更正予算により、平常面の予算も立てられた。

歳入の面で繰入金は当初一〇〇万円であったが一般会計より更に二〇〇万円も繰入れたので合せて三〇〇万円になっている。使用料手数料の関係では大動物二頭四〇〇円、猪豚については一頭二〇〇円、山羊一頭五〇〇円、四ヶ月分の収入も見込んでいる。町債は当初九〇〇万円予定したが決定額が八〇〇万円であるから一〇〇万円の減となる。これ等も合せて二二〇万円となるので当初予算と合せて二二〇万円となる。

歳出面では建設事業費が一四三、四〇〇円追加されているがこれは主として工事請負費で各工事の総額が九五九、三〇〇円であり現在計上されているものから差し引いた差額二四九、三〇〇円が追加計上された。又はじめての事業であり机、はかり等の備品も必要となつてくるので二〇万円を計上する。事務所費については今後の平常費等で来年度三月までの全費として七五、七〇〇円を計上した。給与の関係は一八、〇〇〇円のものか一人一八、〇〇〇円が二人、一三、〇〇〇円が三人で四ヶ月の俸給である。その他は畜舎の関係で合計が二二〇万円となる。これに当初予算と合せて二二〇万円となる。尚と畜場の関係では用心配を戴いたが落成式はコンクリートが固つてからやることなので来る十二日に実施することになっている。

一と畜場建設特別委員長(田村利一)本件については昨日委員会を開き催し慎重審議した結果
東原案を認めた次第である。

一才四畝(瀬古清忠)と場の職員は何名とするか

一町 長(秋山誠一)この予算では一名とし主任一名、補助作業員二名と天二
名と天見留一名の八名である。

一才四畝(瀬古清忠)人事の問題は町長にあるのであるが一才的に圧力のかつたよう
な面で採用するようなことはまずい。適正な方法により雇傭されたい。

一町 長(秋山誠一)現在廻付で雇つてもらいたいと言う者はない。と場の主任に
いてはこの程決定した。あとの者は臨時的に雇入れその結果で本採用してや
りたいと承知している。尚と夫については高橋議員にお願ひしてありよく見極め
から採用する。

一才一畝(山下幸三)予算の便用料手数料でと場便用料はこの額で都下一町や
つていいのか。

一町 長(秋山誠一)都下では全部この額となっている。所沢市では幾分やすくな
つて又割引してやっていると云うところもある。

一才一畝(村尾種吉)前年度繰越金が計上されていらないのは何故か。

一町 長(秋山誠一)昭和三十一年度に於ては殆んど仕事をしていたがなかつた。實際に
はやっていたのであるが予算は三十一年度で施行されているため繰越金はない。

一町 役(川澄金吉)昭和三十一年度は事業としていないので繰越金はない。昭和三十
一年度は四五万円の起債を得てやったが昭和三十一年度は起債がなかったため
やっていない。

一才一畝(村尾種吉)他の予算には繰越金が表れているのと場会計にないのは
おかしいのではないか。

一才一畝(大久保一郎)才一畝議員の考え方が違つていのではないか。これは本年
度の追加更正予算であり決算ではない。

一町 役(川澄金吉)昭和三十一年度は一般会計で実施し、昭和三十一年度になつて
と場特別会計が生れたので繰越金は当然ないわけである。

一才一畝(山下幸三)と畜場建設特別委員会は長期にわたつて種々の難しい仕事を遂
行しこの程完成の運びとなつたが、所沢市は運営委員会に切替えなくてはならない。

この場合現在の委員で振替るか、或は他の方はおゆるか、その時期がきていると考えるか

一町 長(秋山誠一) 前回の議会の際にその話が出ており、建設事業はこの程完成したのでそのまゝ、運営委員会に切替えてやるか、結論が出ています。

一議 長(田村利一) 前回の議会の打建設委員会がそのまゝ、運営委員会として、運営の事業に当ることになっている。

一オ十一番(山下幸三) 前の記憶ではどの位の期間をやるのか、任期は何年とするか、具体的なことは決定していないと思う。正常な運営を考へるとき、従来の委員が片替りするのはまずいと思う。

一オ十二番(田村祐二) 唯今の問題はね、発言したの、実運があるから申上げることが運営委員会、問題で運営面よりすれば、専断的な立場で業者も委員に入れた方がよいと申上げたいと思う。

一オ十三番(大久保二郎) 本件は落成後の次回の会議で審議決定することがよいと思う。更議なしの声あり。

一議 長(田村利一) 本場運営委員会については次回において審議決定することとする。(オ十一番(山下幸三)と場内即でこわされているところがあるが、その修繕関係は計上されているか。

いるか。

一町 長(秋山誠一) そうではない。建物は完全なものとしてから申受ける。

一議 長(田村利一) 議案オ八号につき更議はないか。更議なしの声多数あり。

一議 長(田村利一) 議案オ八号は更議はないものと認め、原案通り決定する。

署名議員選挙

一議 長(田村利一) 署名議員選挙は指名推薦とし、議長が指名する旨を諮り、全会一致指名推薦と決定する。

一議 長(田村利一) 左記の者を指名し、一名毎に会議に諮り、全会一致署名議員と決定する。

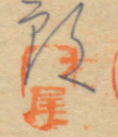
オ四番 瀬古清彦 オ五番 村尾四郎 オ六番 米泉 薫

一議 長(田村利一) 午後三時、分會議を終りし閉会を告げる。

右會議の顚末を記録し相違ないことを認めるため、に署名する。

昭和三十三年十一月二十八日

福生町議會

議員	議員	議員	議長
米	村	瀬	田
泉	尾	古	村
	四	清	利
			

昭和三十三年十二月十七日

才四回福生所議會臨時例會々議錄



福生所議會

ヤ四回福生町議会臨時会々々議録

一 昭和三十三年十二月十七日 ヤ四回福生町議会臨時会を福生町役場に招集した

一 出席した議員は次の通りである。

ヤ一番 田村利一 ヤ二番 渡井 明 ヤ三番 中西虎藏

ヤ四番 瀬古清藏 ヤ六番 米泉 薫 ヤ七番 中森与一

ヤ九番 石川信義 ヤ十二番 森田誠重 ヤ十三番 並木 秀

ヤ十四番 清水与市 ヤ十六番 設泉美知 ヤ十七番 石川常太郎

ヤ十八番 村尾種吉 ヤ十九番 飯野富十郎 ヤ二十一番 田村祐一

ヤ二十二番 高橋三郎 ヤ二十四番 高橋 彦市

一 地方自治法ヤ百二十一条の規定により会議事件説明のため出席を求め出席した

者は九記の通りである。

町長 秋山 誠一 助役 川窪 金吉 収入役 川辺 堅一

総務課長 大野 忠一 税務課長 貫井 茂代次 民生課長 橋本 孝藏

土木課長 高水 求 産業課長 森田 猛 水道課長 眞田 眞

一 本会の書記は九記の通りである。

書記 上野重勝 書記 町田倍二

一 会議事件及び議事日程は次の通りである

日程ヤ一 契約締結同意方について

(議案ヤハ三号)

全ヤニ

福生町国民健康保険条例の一部改正について(議案ヤハ四号)

一 議 長(田村利一) 午後二時四十五分開会を告げる

一 議 長(田村利一) 本日の議事日程を報告する

日程ヤ一 契約締結同意方について

(議案ヤハ三号)

一 議 長(田村利一) 本件を上程する

一 書 記(上野重勝) 朗 読

一 町 長(秋山誠一) 第八三号議案は条例により五〇万円以上の契約ニ〇万円以上の物品の購入の場合は議会の議決を必要と致しますので御決議をお願ひするものであります。

その一については、都市計画街路の橋梁築造工事で橋長一四米八二、中員一五米、これは車道九米、歩道三米となっており、予算は六二〇万円計上したが、当時の設計金額の内鉄板が下った関係で工事費が

変つてきた

入札の結果、最低価額五四〇万で田村建設工業株式会社が施行する事となつた

その二については、水道の排水池に取り付ける塩素滅菌の機械であります。金額は二七〇万円で、これは磯村産業株式会社の機械がよいので購入する事とした

何分御決議をお願ひするものである

一 議 長(田村利一) 第八三号議案について御質問ありませんか。

一 ヤ十六番(設楽美知) 工期はいつまでか伺いたい

一 町 長(秋山誠一) 三月十日となっているが冬に入りコンクリート工事との関係

で固まらないので延長してほしいと陳情があつたが、三月十日とした。

一 ヤ二十番(森田茂一) 歩道と車道の高底を説明願いたい。

一 土木課長(高水 求) 歩道の方が高くなつてゐる。

ヤ十二番 森田誠重出席

一 議 長(田村利一) 議案ヤハ三号について異議の有無を問う。